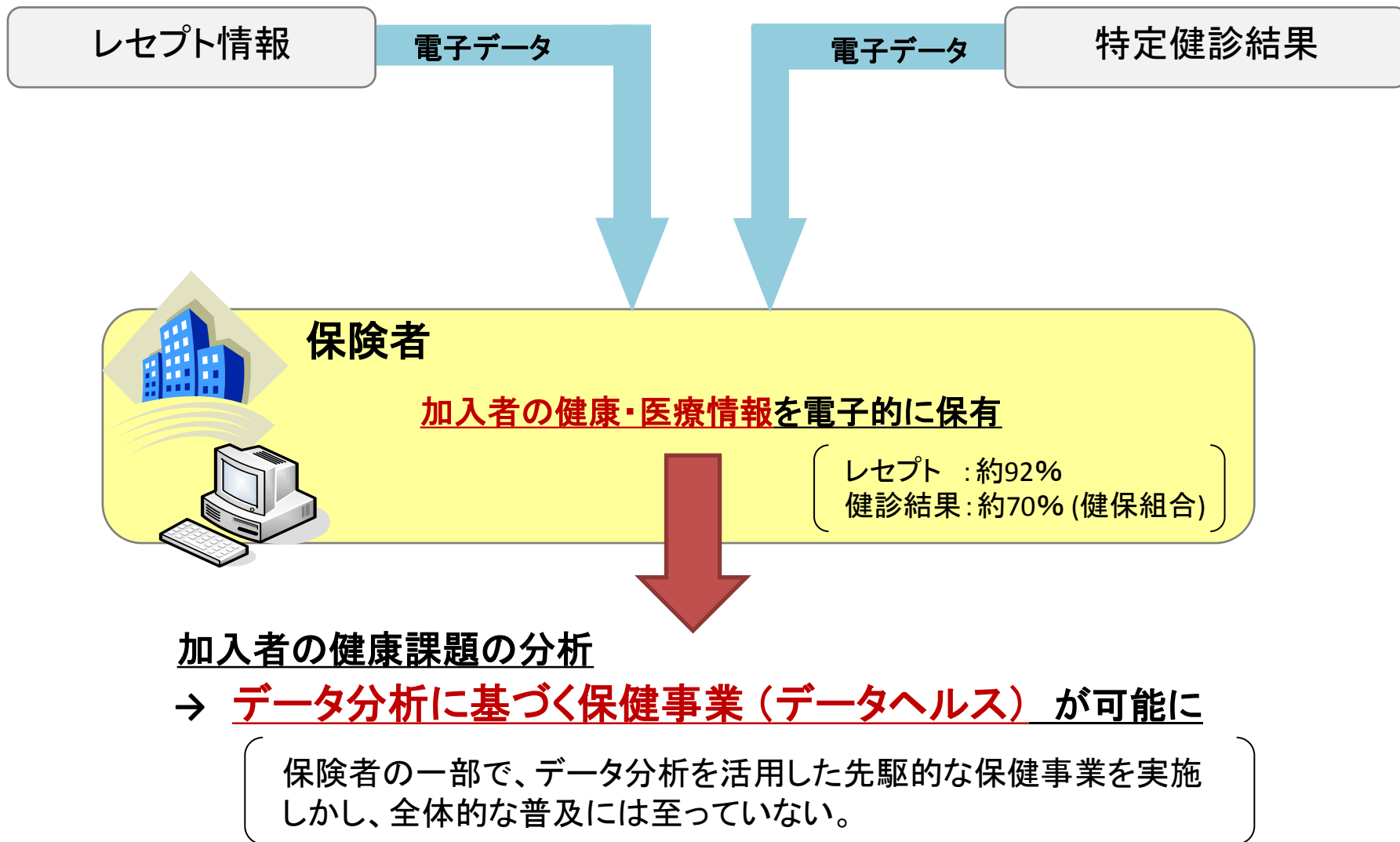


「データヘルス計画」について ＜抜粋＞

厚生労働省保険局保険課

医療情報・健康情報の電子化



「データヘルス計画」の推進に関する政府の方針

○日本再興戦略:(平成25年6月14日閣議決定)

健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。

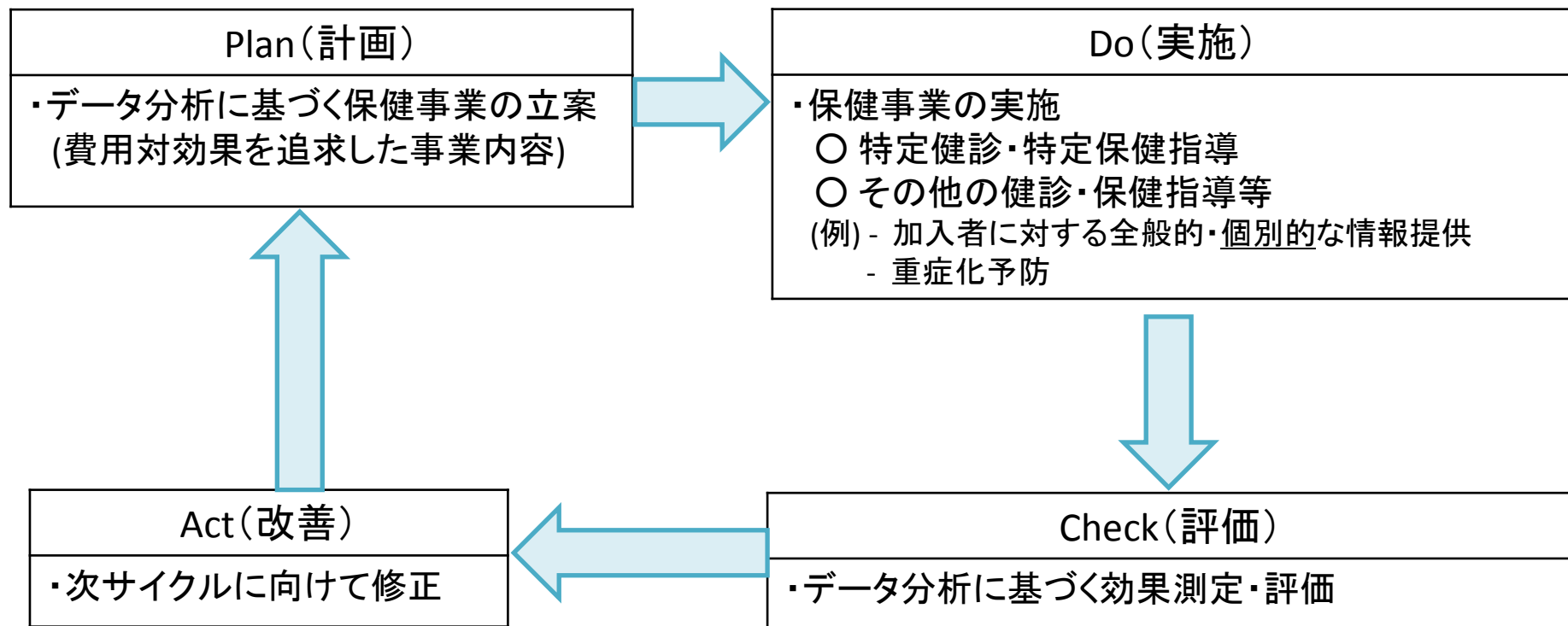
○健康・医療戦略:(平成25年6月14日関係大臣申合せ)

保険者によるレセプト等データの分析・利用が全国展開されるよう国による支援や指導を行うことを検討する。具体的には、①加入者の健康づくりや予防活動の促進が保険者の本来業務であることを周知、②医療費分析システム利用を促進するとともに、医療費分析に基づく事業に関して国が定める指針の内容を充実させる等により、保険者の取組を促進する。被用者保険に関しては、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を今年度中に改訂し、平成26年度中には、全ての健康保険組合に対しレセプト等のデータの分析、それに基づく事業計画「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める。

「データヘルス計画」とは

「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく
効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画



※当面は被用者保険者の事業計画について用いるが、市町村国保でも同様の取組を行うこととされている。

「データヘルス計画」の特徴

～被用者保険者の持つ強みや特性を踏まえた展開～

1. レセプト・特定健診データの活用による

- ① 組合や事業所における全体的な健康状況・受診状況・医療費状況の把握
- ② 保健事業の効果が高い対象者の抽出

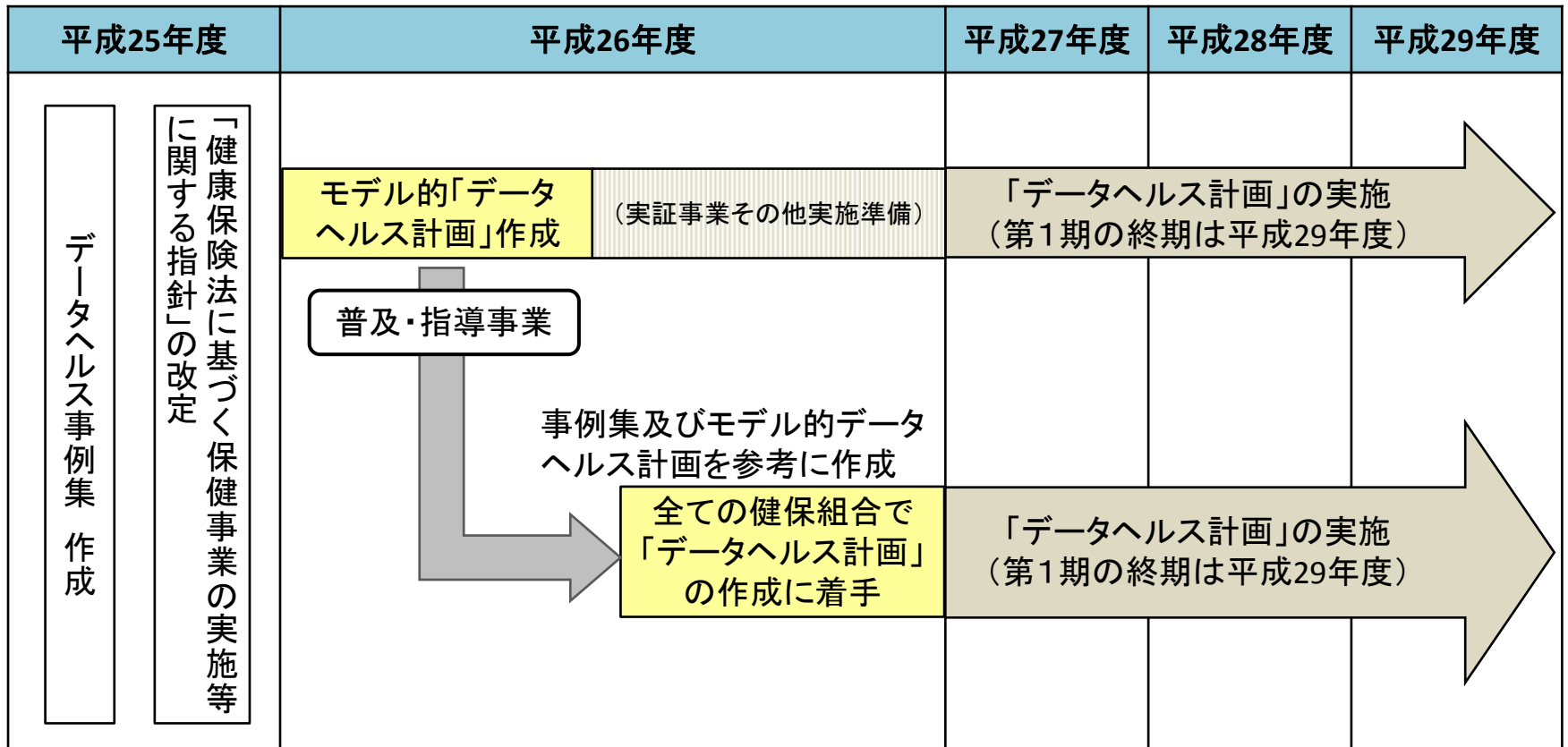
2. 身の丈に応じた事業範囲

- ① 加入者に対する全般的・個別的な情報提供
- ② 重症化予防

3. コラボヘルス（事業主との協働）

4. 外部専門事業者の活用

「データヘルス計画」の実施スケジュール



(平成30年度以降は5年サイクル)